

## 高額療養費限度額適用認定について(70歳未満の方)

- ◆ 70歳未満の国民健康保険の方が入院または外来受診で支払う医療費については、医療機関等で次のどちらかの方法をとれば、下記に掲げる適用区分に応じた自己負担限度額までで済みます。

保険適用分に限り、各医療機関等で個人ごと1か月の限度額が計算・適用になります。

- ① マイナ保険証＝保険証として利用登録したマイナンバーカードで受付する
- ② 「国民健康保険資格確認書」と併せて「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」)を提示する

- ◆ 認定証を使用する方は事前に交付申請が必要です。交付された認定証の有効期限が切れたときも、あらためて交付申請が必要です(自動的に更新されません)。国保税の滞納がある場合、納税相談していただきます。

- ◆ 認定証の交付申請に必要なもの ～国保の窓口で申請するとき～
  - (1) 交付対象者または世帯主の、マイナ保険証または資格確認書
  - (2) **長期入院該当者** 交付対象者が住民税非課税世帯で、過去12か月の入院日数が通算で90日を超えている場合は、入院期間と医療機関名を確認できる領収書など

**注意** マイナ保険証をお使いであっても(2)の長期入院該当者の要件に当てはまる場合は、認定証の交付申請 兼 長期入院該当申請をしてください。そうしないと入院時に下記の表の食事代(91日以降)が適用されません。

- ※ 郵送での申請は、市のホームページに掲載している認定証交付申請書を印刷、記入して、市役所本庁舎の国民健康保険課へ提出してください。認定証は後日、対象者の住所へ郵送で交付します。

**参考** 同じ月に2か所以上で自己負担限度額以上の医療費【保険適用分】を支払ったとき〔同じ世帯で2人以上が受診したときも、2か所以上とみなします〕や、2か所以上の医療機関等でそれぞれ21,000円以上(歯科・入院・外来は同じ医療機関でも別々に計算、調剤薬局は処方箋を発行した医療機関にまとめます)の医療費を支払ったときにも、手続により高額療養費の支給を受けられる場合があります。  
 手続は**領収書・印鑑・振込先口座を確認できるもの**を用意して、受診から2年以内に市役所〔支所〕窓口へお越し願います。国保加入状況を確認するためにマイナ保険証や資格確認書もお持ちください。

### ◆ 適用区分、自己負担限度額及び食事代

適用区分		認定証の種類	自己負担限度額(1か月あたり)		入院時の食事代(1食あたり)	
			3回目まで	4回目以降 <u>※2</u>		
住民税課税世帯	上位所得者	ア <u>※1</u> 所得が901万円を超える	252,600円+ (10割分医療費-842,000円)×1%	140,100円	令和8年5月まで	令和8年6月 <u>から</u>
		イ 所得が600万円を超える	167,400円+ (10割分医療費-558,000円)×1%	93,000円	510円	550円
	一般	ウ 所得が210万円を超える	80,100円+ (10割分医療費-267,000円)×1%	44,400円		
		エ 所得が210万円以下	57,600円			
住民税非課税世帯	オ	限度額適用・標準負担額減額認定証	35,400円	24,600円	240円(90日まで) 190円(91日以降) <u>※3</u>	270円(90日まで) 220円(91日以降) <u>※3</u>

- ※1 所得の申告が無い場合は適用区分を「ア」とみなします。
- ※2 過去12か月以内に1つの世帯で高額療養費の該当になった月が4回以上ある場合の限度額
- ※3 過去12か月の入院日数が90日を超えた場合の1食あたり食事代 → 適用には該当申請が必要(上記参照)
- ※4 北海道内で転入・転出した月は、石狩市と他市町村における基準額が、それぞれ半額となる場合があります。